平成２７年（フ）第２２９号
長野県松本市大字島内22番地９
債務者　清水口佳代子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２３０号
長野県安曇野市堀金三田1586番地
債務者　古簇　　亮
1　決定年月日時　平成27年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１２９４号
名古屋市中川区大地１番地の２　万場北荘１棟702号
債務者　上野　雅子
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４２５号
愛知県清須市春日宮重町167番地　ＨｏｅＰａｌａｓｅⅡ101
債務者　上田　　諭
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４５０号
愛知県小牧市大字北外山2735番地２　県営北外山住宅28棟102号、従前の住所愛知県小牧市常普請１丁目15番地　パークサイド北浦Ｂ―102号
債務者　吉田　里美
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５８０号
愛知県春日井市西本町３丁目21番地　サンライフ味美301号
債務者　渡會　忠幸
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６３６号
名古屋市昭和区福江２丁目４番24号　アーデン福江６Ｂ号
債務者　古野　元也
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６４２号
愛知県知多郡武豊町字山起30番地２　レオパレスＧｅｎｅｓｉｓ110号、従前の住所愛知県知多郡武豊町字緑台２丁目37番地　雇用促進事業団２棟402号
債務者　髙野　慎介
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７４５号
愛知県大府市月見町１丁目297番地　メゾンパラディ大府402号
債務者　今林　妙子
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７２号
三重県津市南中央27―13　ジョイフルハウス102号、住民票上の住所三重県多気郡明和町大字根倉433番地
債務者　喜多　正樹
1　決定年月日時　平成27年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７５３号
広島市安佐北区真亀４丁目２番62―701号
債務者　**藤**川健太郎
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７５４号
広島市安佐北区真亀４丁目２番62―701号
債務者　**藤**川奈津希
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７５７号
広島市佐伯区利松２丁目９番25―101号
債務者　井上療術こと　井上ゆかり
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７７５号
広島県廿日市市桜尾本町14番29号
債務者　藤井　睦月
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７８０号
広島市中区八丁堀１番23―514号
債務者　福田　恭子
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５５号
広島県福山市引野町東12番９号　レオパレス105
債務者　田崎　　一男（旧姓有地）
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係